

# 貸金業制度の見直しを求める意見書

平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部を改正する法律）が成立し、その附則の中で、政府は法律の施行後3年を目途に適切な利率規制のあり方等貸金業制度の見直しを行うものと定められました。

深刻化する多重債務者問題の原因は、ひとつに、いわゆる「グレーゾーン金利」による債務者の重い返済負担の問題があります。

最高裁判所においても、この「みなし弁済」の規定の適用を厳格に解釈し、グレーゾーン金利を否定し、債務者救済を図る判決を相次いで示しています。

こうした中、9月15日、自由民主党は、グレーゾーン金利の廃止や規制強化を内容とする貸金業規制法の改正案をとりまとめました。

改正案は、公布から1年以内に施行し、施行から3年以内に出資法の上限金利を年29.2%から利息制限法の上限金利の年20%まで引き下げ、2つの上限金利の間にある「グレーゾーン」金利を廃止することとし、加えて、政府に多重債務者に取り組む対策本部を設置することを盛り込むなど、一定の解決に向けた努力がなされています。

しかしながら、国民の不安が完全に払拭されたとは言えず、多重債務問題の解決に向け、消費者保護の観点から、早急に取り組む必要があります。

よって、千代田区議会は、国会及び政府に対し、下記事項を早急を実施するよう、強く要望するものです。

## 記

- 1 出資法第5条の上限金利を、少額短期貸付等の例外を設けることなく一律に現行の利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 4 保証料名目での出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成18年10月17日

千代田区議会議長  
戸張孝次郎

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
法務大臣  
金融担当大臣